

## 綾瀬市障害者就労支援事業実施要綱

### (趣旨)

第1条 この要綱は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号。以下「法」という。）第77条第1項第3号に規定する相談において、就労に関し必要な助言等を行う就労支事業（以下「事業」という。）の実施について、必要な事項を定めるものとする。

### (実施主体)

第2条 事業の実施主体は、綾瀬市とし、法第51条の19に規定する指定一般相談支援事業者又は法第51条の20に規定する指定特定相談支援事業者に委託して行うものとする。

### (対象者)

第3条 事業の対象者は、市内に住所を有する身体、知的、精神、発達の障害者及びその家族とする。

2 前項に規定する者のうち、綾瀬市が援護の実施者でない者については、相談を受けることができないものとする。

### (実施方法)

第4条 この事業は、次の各号に定める方法で行うものとする。

- (1) 来所相談
- (2) 訪問相談
- (3) 電話相談
- (4) 同行支援（受診・会社面接・雇用契約等）
- (5) 職場集中支援
- (6) 職場定着支援
- (7) 生活相談
- (8) ケア会議
- (9) 企業及び関係機関との連絡調整
- (10) 企業訪問・企業開拓

2 相談内容に係る問題解決を図るために必要な事業や業務上生ずる課題等については、市長の指示のもと対応するものとする。

(実施日等)

第5条 来所相談は、原則として毎週火曜日に開設するものとする。ただし、相談者の状況により、来所相談日以外の相談についても適宜対応するものとする。

2 訪問相談のほか、各種相談、各種支援、ケア会議、連絡調整等については、相談及び支援の内容により必要の都度実施するものとする。

3 相談の予約は、相談支援事業者が受け付けるものとする。

(費用)

第6条 この事業の利用料金は、無料とする。

(職員の配置等)

第7条 事業を実施するに当たり、受託事業者は、就労に関する専門的知識を有する者で、就労支援の経験者を配置するものとする。

(守秘義務)

第8条 相談業務従事者は、相談により知り得た当該相談者の身上及び家庭についての秘密を他に漏らしてはならない。ただし、関係機関との連絡調整を行う必要が生じた場合又はケア会議で取り扱う場合は、相談者及びその家族の同意を得るものとする。

(報告)

第9条 受託事業者は、第4条に規定する事業の実施状況及び経理状況を市長に報告するものとする。

(委任)

第10条 この要綱に定めるもののほか、事業の実施に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。